

# 福井県暴力団排除条例

## 安全・安心なまちづくり



平成23年4月1日施行



### 風俗営業・旅館業等を営むみなさまへ

#### 暴力団排除特別強化地域（条例第21条）

県民のみなさんや観光客の方々にとって一層安全で安心なまちづくりを特に強力で推進する地域として次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域と決めました。

通称名	詳細な番地
1 福江市片町地区	順化1丁目、順化2丁目、中央1丁目、中央3丁目
敦賀市本町地区	神楽町1丁目2番・3番、清水町1丁目18番～23番、津内町1丁目1番～5番、本町1丁目
あわら温泉地区	芦鶴、温泉、二面、牛山等

特定営業者が、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し行ってはならない行為を定めました。

#### ●特定営業者とは？

**風俗営業**（キャバレー、カフェ、ナイトクラブ等）、**性風俗関連特殊営業**（ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ、ラブホテル、デリバリーヘルス、テレホンクラブ等）、**接客業務受託営業**（コンパニオン派遣業等）、**深夜酒類提供飲食店営業**（バー、スナック）、**旅館業**（ホテル、旅館、民宿）をいいます。※ 特定営業者の詳細については、「福井県暴力団排除条例」を参考にしてください。

特定営業の営業に関し行ってはならない行為は次のとおりです。

※違反行為の詳細は「福井県暴力団排除条例」を参考にしてください。

× 特定営業者が暴力団員等を用意棒として利用すること

× 暴力団員等が用意棒の役務を提供すること

× 特定営業者が暴力団員等にみかじめ料を払うこと

× 暴力団員等が特定営業者からみかじめ料を受け取ること

違反は  
勧告・公表